

総 税 企 第 2 1 号
令和 6 年 2 月 2 1 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 議 会 議 長
殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

地方税法、同法施行令の改正等について

地方税法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 3 4 号）は令和 6 年 2 月 2 1 日に公布され、同日から施行されることとされました。

つきましては、次の事項に留意の上、被災された方などに今般の特例や減免措置等について周知を行うとともに、被災された方などからの相談には丁寧に対応いただくなど、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、この通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

一 地方税法、同法施行令の改正に関する事項

令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、令和6年能登半島地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとした（地方税法附則4の4、同法施行令附則4の5及び4の6）。

二 その他

令和6年能登半島地震による被災者に対する地方税の減免措置等や固定資産税及び都市計画税に係る特例措置については、「令和6年能登半島地震による被災者に対する減免措置等について」（令和6年1月9日付け総税企第2号総務省自治税務局長通知）において適切に運営されるようお願いしたところである。

再度、同通知を確認の上、引き続き被災者等の状況に応じて、丁寧かつ適切な対応を行うこと。